

はたらく 障がい者 なんでも相談 キャンペーン

電話相談 無料

～はたらく障がい者の困りごとを解決します!!～

2016年4月から障害者差別解消法および改正障害者雇用促進法が施行し、採用など雇用の分野で障がい者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供が義務づけられました。事業主には相談窓口の設置など、体制整備が求められています。

- ★はたらく障がい者の皆さん、職場での悩みはありませんか？お仕事、つらくないですか？
- ★障がい者を持つご家族の皆さん、仕事が続かない、支援制度がわからないなど、困ったことはありませんか？
- ★障がい者を雇用する企業の皆さん、2018年4月から法定雇用率の引き上げが計画されていますが、雇用率はクリアされていますか？コミュニケーションの方法に戸惑っていませんか？

これらの困り事に、専門家がお応えします。ぜひ、ご相談ください！

相談ダイヤル：06-6949-0005

日時

9月15日 金
10:00～19:00

9月16日 土
10:00～17:00

相談
対象者

はたらく障がい者及び
はたらく意欲のある障がい者とその家族、
障がい者を雇用する事業主



主催 NPO法人 大阪障害者雇用支援ネットワーク・連合大阪